

宮城県環境保全型農業直接支援対策に係る事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県における環境保全型農業直接支援対策に係る事業を円滑に実施するために、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国環境交付金交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国環境交付金実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「国推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知、27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「国推進交付金実施要領」という。）及び宮城県環境保全型農業直接支援対策に係る事業交付金交付要綱（令和5年4月1日。「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(農業生産活動)

第2 支援の対象となる農業生産活動は、国環境交付金交付等要綱別紙第1の4に規定するものとする。

2 全国共通取組

(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組

炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組であって、国環境交付金実施要領第4の1の(1)のア及びウ、またその施用量についてはイの要件を以下の要件に代え、これらの要件をすべて満たすものとする。

- 1) 稲わら堆肥を水稻に施用する場合については、10アール当たりおおむね1トン以上施用するものとする。
- 2) 稲わら堆肥を水稻以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね1.5トン以上施用するものとする。
- 3) 稲わら堆肥以外の堆肥を水稻に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.5トン以上施用するものとする。
- 4) 稲わら堆肥以外の堆肥を水稻以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.75トン以上施用するものとする。

(2) 5割低減の取組とカバークロップ（緑肥の作付）を組み合わせた取組

カバークロップは、主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組であって、国環境交付金実施要領第4の1の(2)の要件をすべて満たすものとする。

(3) 5割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付）を組み合わせた取組

リビングマルチは、主作物の畝間に緑肥を作付けする取組であって、国環境

交付金実施要領第4の1の(3)の要件をすべて満たすものとする。

- (4) 5割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付)を組み合わせた取組
草生栽培は、園地に緑肥を作付けする取組であって、国環境交付金実施要領第4の1の(4)の要件をすべて満たすものとする。
- (5) 5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組
不耕起播種は、国環境交付金実施要領第4の1の(5)の要件をすべて満たすものとする。
- (6) 5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組
長期中干しは、国環境交付金実施要領第4の1の(6)の要件をすべて満たすものとする。
- (7) 5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組
秋耕は、国環境交付金実施要領第4の1の(7)の要件をすべて満たすものとする。
- (8) 有機農業
有機農業の取組は、国環境交付金実施要領第4の1の(8)の要件をすべて満たすものとする。
- (9) 取組拡大加算
取組拡大加算(有機農業の取組の拡大に向けた活動)は、国環境交付金実施要領第4の1の(10)の要件をすべて満たすものとする。

3 都道府県知事が特に必要と認める取組(以下「地域特認取組」という。)

- (1) 5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組
冬期湛水管理は、水稻栽培において冬期間の水田に水を張る取組であって、以下のすべてを満たすものとする。
 - 1) 2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
 - 2) 集団的な取組を推進するために、市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であり、かつ、生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成した計画とは、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画であって、以下の内容が記載されたものとする。
 - ア 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - イ 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置けられていること。
 - ウ 取組農業者に対し、市町村等の基本的な考え方や生物の生息状況等の情報を共有するために必要な取組を実施する旨について記載されていること。

(県の慣行レベル)

第3 国環境交付金実施要領第4の2の(1)の県の慣行レベルは、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」で定める県慣行栽培基準とする。

(地域特認取組実施状況の確認)

第4 国環境交付金実施要領別記5の1の(1)のクの市町村が行う地域特認取組の実施状況の確認は、以下の項目について生産記録等による書面審査を基本とし、必要に応じ、現地見回りにより確認する。ただし、国環境交付金実施要領第8の4の実施状況報告時に農業者団体等から提出された写真の確認をもって現地見回りによる確認に代えることができるものとする。

保管書類の確認は、農業者団体の支援対象農業者数の平方根以上の農業者数を対象として抽出により確認を行うものとする(抽出の対象となる農業者数が5人以下となった場合であっても最低5人を対象として行うものとする。ただし、支援対象農業者数が5人未満の場合にあっては全員を対象として行うものとする。)。確認方法は、必要に応じて現地に赴き、証拠書類等について検査を行う。ただし、あらかじめ支援対象農業者が市町村へ証拠書類等を提出している場合は、その書類等の確認をもって現地検査に代えることができるものとする。

(1) 冬期湛水管理の実施状況

- 1) 土壌微生物や土壌動物(イトミミズ等)のエサとなる購入した有機質肥料の施用状況
 - ア 有機質肥料の種類
 - イ 購入金額
 - ウ 施用時期
 - エ 施用量(kg/10a)
- 2) 冬期湛水管理の湛水期間
- 3) 取水措置、漏水防止措置が講じられていること
- 4) 市町村等が作成した計画に即した取組であること
- 5) 5割低減の取組

(交付単価)

第5 第2の対象活動に係る国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たり単価は、別紙のとおりとする。

(交付額の算定)

第6 国からの交付金(国費)及び県の交付金(県費)は、国の配分方法に準ずる。

2 県の交付金(県費)は、市町村の交付金(市町村費)と同額の支援を行う場合に交付するものとする。ただし、地方公共団体が交付する交付金(県費と市町村費の合計)が国からの交付金を上回る場合は、地方公共団体が交付する交付金(県費と市町村費の合計)と国からの交付金(国費)が同額になるように調整するものとする。

- (1) 市町村へ交付する県の交付金(県費)の総額が県の予算額(国からの交付金除く。以下「県予算上限額」という。)を下回る場合、県の交付金(県費)は、別紙に定める交付単価に第6の1の配分率を乗じて得た額の4分の1に、対象活動面積を乗じた額とする。
- (2) 県の交付金(県費)総額が県予算上限額を上回る場合、国環境交付金実施要領別記3に定めるところに基づき、県の交付金(県費)の交付額の調整を行う

ものとする。

- (3) 国環境交付金実施要領別記3による国の交付金の交付額の調整が行われた場合、国の交付額の2分の1の額を上限として県の交付金（県費）の交付額の調整を行うものとする。

(地域特認取組の証拠書類)

第7 国環境交付金実施要領第9の1の(8)の書類は、以下のとおりとする。

- (1) 冬期湛水管理に関するもの
- 1) 国環境交付金実施要領第9の1の(1)の書類
 - 2) 有機質肥料の購入伝票等の写し
 - 3) 漏水防止の措置状況がわかる写真の写し

(抽出検査)

第8 国環境交付金実施要領第8の7の(1)の抽出検査は、県地方振興事務所又は県地方振興事務所地域事務所が、農業者団体等が保管している証拠書類等について検査を行う。ただし、あらかじめ農業者団体等が市町村へ証拠書類等を提出している場合は、その書類等の確認をもって現地検査に代えることができるものとする。抽出検査数は、別に定める。

(環境保全型農業直接支払推進交付金の事業着手)

第9 環境保全型農業直接支払推進交付金の事業の着手は、当該交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、市町村長は交付決定前着手届（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(第三者委員会の設置)

第10 県は、国環境交付金交付等要綱第6のとおり、第三者機関を設置する。設置に係る規程は、別に定める。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度に係る事業から適用する。

(別紙) 支援の対象となる農業生産活動と交付単価について

		対象活動	国の交付金と一体的に 地方公共団体が交付す る交付金を加えた交付 金の10アール当たりの 単価
全国 共通 取組	5割低減の取組と 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 を組み合わせた取組		
		稲わら堆肥 注1)	4,400円
		稲わら堆肥以外の堆肥 注2)	2,200円
	5割低減の取組と カバークロップ (緑肥の作付け) を組み合わせた取組		6,000円
	5割低減の取組と リビングマルチ (緑肥の作付け) を組み合わせた取組		
		リビングマルチに小麦、大麦、イタリアンライグラス以外を作付けした場合	5,400円
		リビングマルチに小麦、大麦、イタリアンライグラスを作付けした場合	3,200円
	5割低減の取組と 草生栽培 (緑肥の作付け) を組み合わせた取組		5,000円
	5割低減の取組と 不耕起播種 を組み合わせた取組		3,000円
	5割低減の取組と 長期中干し を組み合わせた取組		800円
	5割低減の取組と 秋耕 を組み合わせた取組		800円
	有機農業の取組		
		飼料用米以外の作物で炭素貯留効果の高い有機農業を実践する場合	14,000円
	飼料用米以外の作物	12,000円	
	飼料用米	3,000円	
	取組拡大加算 ・ 有機農業 (飼料用米以外) に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援。 ・ 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援。	4,000円	
地域 特認 取組	5割低減の取組と 冬期湛水管理 を組み合わせた取組 注3)		
	水 稲	購入した有機質肥料の施用、畦畔補強等の実施の場合	8,000円
		購入した有機質肥料の施用、畦畔補強等の未実施の場合	7,000円
		購入した有機質肥料の未施用、畦畔補強等の実施の場合	5,000円
		購入した有機質肥料の未施用、畦畔補強等の未実施の場合	4,000円

- 注1) 1 稲わら堆肥とは、家畜ふん等を使わず稲わらのみを発酵させた堆肥で、堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント (乾物) 以下のものとする。
 2 稲わら堆肥を水稲に施用する場合については、10アール当たりおおむね1トン以上施用するものとする。
 3 稲わら堆肥を水稲以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね1.5トン以上施用するものとする。
- 注2) 1 稲わら堆肥以外の堆肥とは、家畜ふん堆肥 (稲わらに家畜ふんを加えた堆肥で堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント (乾物) 超のもの) やバーク堆肥等とする。
 2 稲わら堆肥以外の堆肥を水稲に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.5トン以上施用するものとする。
 3 稲わら堆肥以外の堆肥を水稲以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.75トン以上施用するものとする。
- 注3) 1 購入した有機質肥料とは、土壌微生物や土壌動物 (イトミミズ等) のエサとなる有機質資材のみを原料とした肥料であり、かつ、施用した10アール当たり購入金額が3,000円以上のものとする。
 2 畦畔補強等とは、「湛水開始前の畦塗り」、「畦畔シートによる被覆」、「定期的なほ場巡回による畦畔等の補修」等、冬期間における水田の湛水状態を維持する取組とし、水稲作付けのための畦畔等の補修 (田植えに向けた畦塗り等) は含めないものとする。

(様式第1号)

年度環境保全型農業直接支援対策に係る事業
(環境保全型農業直接支払推進交付金)
交付決定前着手届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村所在地住所
市町村長氏名

宮城県環境保全型農業直接支援対策に係る事業実施要領第9の規定に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので、提出します。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、都道府県が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
市町村推進事業				